

田辺市商店街開業支援事業費補助金（新規開業）

～商店街への出店を支援します!!～

田辺市の中心市街地内の商店街（10商店街）にある空き店舗等を賃借して出店する中小企業者に対して、店舗賃借料及び開業に必要な店舗改修費を補助します。

※交付決定前に着手した工事は対象外です。

対象となる商店街

駅前商店街	駅前新通り商店街	弁慶町商店街
湊本通り商店街	北新町商店街	栄町商店街
銀座商店街	海蔵寺商店街	アオイ通り商店街
宮路通り商店街		

補助内容	①家賃補助金	②改修補助金
補助率	賃貸店舗の家賃の1/2	開業に必要な改修費の1/2
補助上限額	30万円（月額5万円×6ヵ月） （月額は千円未満切り捨て）	50万円（千円未満切捨て）
注意事項	開業日の翌月から6ヵ月分が対象	補助金交付決定日以降に実施する改修工事が対象

補助要件

- ①対象商店街の空き店舗等に新規出店すること。
※空き店舗の状態となって3ヵ月以上経過していること。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業以外の営業であること。
- ③週5日以上、1日おおむね6時間以上営業すること。
- ④開業後1年以上継続して営業すること。
※開業後1年未満で閉店した場合、補助金を返還していただく場合があります。
- ⑤田辺商工会議所の経営指導を受けること。
- ⑥各商店街組織への加盟及び環境美化に努めること。

【問い合わせ・申請先】

〒646-8545

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

<令和6年5月7日以降> 和歌山県田辺市東山一丁目5-1

田辺市商工観光部商工振興課 TEL：0739-26-9970

田辺市 商工振興課

検索

